

社会福祉法人 幸  
(総合事業) 通所介護事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 幸が開設するデイサービスセンター なごみの里(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等(以下「通所介護従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当事業所は、利用者が要支援・要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営まれるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称、所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称： デイサービスセンター なごみの里
- 2 所在地： 兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地

(実施する事業)

第4条 事業所が実施する事業は次のとおりとする。

- 1 通所介護
- 2 総合事業通所介護

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第5条 事業所は次のとおり管理者を置く。

- 1 管 理 者 1 名 (常勤兼務)
  - ① 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成する。
  - ② それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
  - ③ 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成さ

れている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

(職員数)

第6条 事業所は次のとおり通所介護従業者を置く。

- 1 生活相談員 2名（非常勤を含む）
- 2 看護職員 1名以上
- 3 介護職員 5名以上
- 4 機能訓練指導員 1名
  - ① 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
  - ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。

(営業日及び時間)

第7条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日は月曜日から土曜日までとする。  
(但し12月31日～1月3日を除く。祝日は営業する。)
2. 営業時間は通常時間として8時30分から17時30分とする。  
サービス提供時間は通常時間として9時30分から16時45分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第8条 事業所の利用定員は34名とする。

(指定通所介護の提供方法及び内容)

第9条 通所介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。
- 2 通所介護従業者は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 3 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。  
特に、認知状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(個別計画の提出)

第10条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援

事業者、地域包括支援センター）から通所介護（総合事業通所介護）計画の提供も求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

（利用料）

第11条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

（その他費用の額）

第12条 次に掲げる費用は利用者から徴収するものとする。

1. 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。 片道につき介護報酬の告示上の額その他、1kmにつき30円を加算した額

2. 食費 750円

3. おむつ代 実費

二 前各項にあげるものの他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常事業の実施地域）

第13条 通常の実施地域は下記のとおりとする。

姫路市大津区、勝原区、網干区、余部区、広畑区（但し蒲田・西蒲田・城山町・西夢前台・東夢前台を除く）、揖保郡太子町、たつの市御津町（但し室津を除く）

（緊急時等における対応方法）

第14条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第15条 通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（研修の確保）

第16条 事業所は、通所介護従業者の資質を図るために研修の機会を次に設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団等の排除)

第19条 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、運営において暴力団等の参入や影響を排除し、利用者が安心してサービス利用ができるように環境を整備する。

(記録の整備)

第20条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 一 通所介護計画
- 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録

四 苦情の内容等の記録

五 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

(その他)

第21条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 幸と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。